

仕 様 書

1. 業務名 津田保育園 園庭等除草業務委託
2. 業務場所 豊橋市立津田保育園
3. 業務内容
 - ・次のとおり津田保育園園庭等の除草業務を行う。
(実施予定時間 (目安))
 - 4月～6月・3月：1か月あたり48時間
 - 7月～1月：1か月あたり8時間
 - 2月：1か月あたり4時間各月の実施時間は、除草対象物の繁茂の状況に応じて、委託者と受託者が協議して決定する。ただし年間の実施時間の上限は252時間とする。
 - ・刈り取った草の袋詰めまでを行い、処分は受託者が行う。
4. 業務期間 令和8年4月20日～令和9年3月31日
5. 支払方法 各月の業務実施毎に実績払とする。
6. その他
 - ・別紙「除草業務の安全対策について」に規定する安全対策を実施すること。
 - ・業務実施日は園長と相談して決定し、特に園で行事が行われる日は極力避けること。
 - ・処分費は委託者の負担とする。業務実施および報告等にかかるその他の一切の費用は受託者の負担とする。
 - ・受託者は毎月末締めにより、委託者に対し業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書には作業記録を添付すること。
 - ・この仕様書に取り決めのない事項は、双方協議して別に定めるものとする。
 - ・見積書の提出にあたっては、提出者の見積額の積算が確認できる内訳書を添付すること。

除草業務の安全対策について

- 1 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル(案)）による安全教育を実施すること。
- 2 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- 3 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育*を実施し、報告すること。
- 4 除草作業は、必ず2名以上で実施すること。
- 5 作業者のうち1名を作業責任者とする。作業責任者は現場に常駐し、現場を管理すること。
- 6 受託者、作業責任者、作業者の相互の連絡方法を発注者に報告すること。
- 7 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、豊橋市から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- 8 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- 9 建設工事保険等の加入について
 - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。